

佐賀県告示第230号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

その(1)

1 名称

七ツ釜地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

唐津市湊屋形石の七ツ釜公園北西端の眼鏡岩を起点とし、北東に海岸線を進み土器崎、七ツ釜を経て5.5メートル海岸線を南下し2メートル道路との交点に至り、同所を西北に進み七ツ釜公園駐車場道路を西北へ海岸線を起点まで北上する区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(2)

1 名称

波戸岬地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

波戸岬突端の神社を起点とし、海岸線を東へ進み波戸漁港少童神社に至り、波戸集落内の市道波戸・竹の内線を西方へ進み、波戸バス停に至り、県道波戸岬線を北上し、西へ公園道路を進み波戸岬キャンプ場沿いに南下し、玄海水産振興センター波戸庁舎の敷地西側境界を海岸まで至り、海岸線を北上し起点まで至る区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(3)

1 名称

満越地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

唐津市肥前町の海岸線熊野神社鳥居を起点とし、農道を東へ進み瓜ヶ坂集落に至り、市道瓜ヶ坂線を進み市道瓜ヶ坂新木場線に至り、同所を満越線へ進み市道万賀里川満越線に至り、終点まで進み国民宿舎いろは島に至る海岸線を西へ進み起点に至る区域及び島山島一円

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(4)

1 名称

武雄特定猟具使用禁止区域

2 区域

武雄市の国道34号と市道平原梅林線との交点を起点とし、同国道を北へ進み市河川武雄川との交点に至り、同河川を西へ進み市道淵ノ尾内田線との交点に至り、同市道を北へ進み国道35号との交点に至り、同国道を東へ進み市道下西山線との交点に至り、同市道を東へ進み市道山王線との交点に至り、同市道を西へ進み市道本町本堂線との交点に至り、同市道を東へ進み市道下西山上砥石川線との交点に至り、同市道を北へ進み市道永松上砥石川線との交点に至り、同市道を東へ進み市道竹下蓬萊線との交点に至り、同市道を北へ進み市道蓬萊線との交点に至り、同市道を北へ進み同市道の終点に至り、同点、広福寺、旧屠殺場及び円応寺入口をそれぞれ直線で結んだ方向に進み市道五ノ角明暗谷線との交点に至り、同市道を東へ進み市道馬場線との交点に至り、同市道を東へ進み県道中野武雄線との交点に至り、同県道を南へ進み市道山下中学校線との交点に至り、同市道を東へ進み市道武雄甘久線との交点に至り、同市道を南へ進み県道53号武雄伊万里線との交点に至り、同県道を南へ進み県道武雄白石線との交点に至り、同県道を南へ進み県道武雄塩田線との交点に至り、同県道を西へ進み市道野間四十九重線との交点に至り、同市道を南へ進み市河川四十九重川との交点に至り、同河川を南へ進み四十九重溜池に至り、同溜池の堤防を西へ進み市道平原梅林線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線により囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(5)

1 名称

高野地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

武雄市北方町の市道大峠線と市道馬神原田線との交点を起点とし、同市道を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み主要地方道24号武雄多久線との交点に至り、同主要地方道を北へ進み市道馬神原田線との交点に至り、同所を東へ進み起点に至る線で囲まれ

た区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(6)

1 名称

香田地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

三養基郡みやき町山田地区の町道高柳・香田線と町道石井・山田線との交点を起点として、起点から鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ敷地に沿って北東へ進み農道内香田線に至り、同農道を北東へ進み農道目明谷線に至り、同農道を南へ進み鳥栖・三養基西部環境施設組合管理道路へ至り、同管理道路を南東へ進み長崎自動車道の北側に沿って西へ進み町道高柳・香田線へ至り、同町道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(7)

1 名称

藤ノ平ダム特定猟具使用禁止区域

2 区域

東松浦郡玄海町の町道諸浦・藤平線と町道神屋・滝の上線との交点を起点とし、町道諸浦・藤平線に沿って東へ進み町道長倉・藤平線との交点に至り、同町道を西へ進み町道神屋・滝の上線との交点に至り、同町道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器